

**論説 比較政治学的観点からみたマレーシアの政  
党性 : その構造と機能に関する理論的考察**

著者	高藤 英樹
雑誌名	筑波法政
巻	22
ページ	267-294
発行年	1997-03
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00155883">http://hdl.handle.net/2241/00155883</a>

# 比較政治学的観点からみたマレーシアの政党制

—その構造と機能に関する理論的考察—

高 藤 英 樹

- 一 はじめに
- 二 マレーシアの政党政治
- 三 マレーシアの政党制と比較政党研究
- 四 マレーシアの政党制と「ヘゲモニー政党制」
- 五 結びにかえて

## 一 はじめに

本稿は、マレーシアの政党制を比較政治学的な視点からとらえ直そうとするものである。とくに本稿は、その政党制の構造と機能がどの程度他の国のないしある一定のタイプの政党制の構造と機能に類似しているのかあるいは異なっているのか、その一般性と特殊性を明らかにしようとしている。こ

こで政党制の構造とは、政党間の相対的にパターン化された相互作用の様式とそれをもたらす規則の総体を指している。また政党制の機能とは、政党制の構造の政治システム全体に対するパフォーマンス（とくにその政治システムの安定性に対する作用）を指し示す概念である。

このようにマレーシアの政党制の構造と機能を比較政治学的観点から考察しようとする試みは、二つの点で重要となる。まず第一の重要性は、比較政治研究の長所に関係している。政党制の研究に限らずマレーシア政治研究はこれまで、記述的・経験的説明を主体とする地域研究が中心となつて展開されてきた。記述的・経験的説明を与える研究は、分析対象となる国と他の国との共通点と相違点を明らかにする比較分析的視点や枠組みを欠いているため（したがつてそうした共通点と相違点を明確にする構造的データを示すことができない

ため)、研究内容は概してその国の特殊性を強調しがちな。他方で、比較政治学的視点の導入は、分析する国の一般属性と他の国にはみられないその国特有の属性とを明らかにしてくれるのである。第二の重要性は、比較政治研究自体に内在している過度の一般化や類型化に係している。「比較」は本来、現象に対するわれわれの認識や評価を研ぎすますための最適の方法であるにもかかわらず、マレーシアの政党制を比較政治学的に考察している研究はどれも、その政党制をひとつの一般的類型に当てはめる傾向がある。本稿は、こうした一般的類型論とは異なった側面をもつマレーシアの政党制の構造と機能に焦点を当てようと思う。本稿はこのような意味において、マレーシアの政党制を比較政治学的観点から考察しようとしているのである。

しかしこうした考察は、マレーシアの政党制の構造と機能に関する比較可能な理論的考察に限定されているため、実証科学的な考察・分析としては十分とはいえない。むしろ本稿は、実証分析をするに当たつての枠組みづくりとしての性格が強い。さらに、資料上の制約からサバとサラワクの二州を除く半島部マレーシアが、そして人種暴動によりシステム転換がはかられた一九七一年以降の政党制がおもな考察の対象となっている。

以上から次節ではまず、マレーシアの政党政治すなわちマ

レーシアの政党がどのように形成されどのような政治を行ってきたのかを歴史的に外観する。つぎに、マレーシアの政党制を比較政治学がどのようにその比較政党研究の中に位置づけてきたのか、先行研究の特徴と問題点を明らかにしようと思う。そしてこうした問題点をもとに、マレーシアの政党制に対する本稿の比較政治学的特徴づけ、位置づけを行おうと思う。

本論を展開するにあたってここで、マレーシアという国についてごく概略的な説明を与えたい。マレーシアは、一九五七年にマラヤ連邦としてイギリスから独立し、一九六三年にはイギリスの保護領であったシンガポール、サバ、サラワクを加えてマレーシア連邦として発足した。一九六五年、シンガポールが分離・独立したため、現在は二三州(半島部一州とサバ、サラワクの二州)からなる連邦制をとっており、スルタンを國王とする立憲君主国である。マレーシアは、マレー語を国語としイスラム教を国教としているが、おもにマレー人、華人、インド人からなる多民族国家であり、その民族構成比は一九九一年時点でマレー人五九%、華人三二%、インド人八%となっている<sup>1)</sup>。経済発展が目覚ましく、対外的にもASEAN地域の中核的存在となっている。

## 二 マレーシアの政党政治<sup>(5)</sup>

### (一) 社会的亀裂の発生とその歴史的起源

一九五七年の独立までのおよそ二〇〇年間にマレーシアは、イギリスの植民地支配と日本軍の占領という外国支配を受けてきた。この両国による支配は、独立以後のマレーシアの政党政治を根本的に規定したという点でもっとも重要な歴史的要因であった。<sup>(6)</sup> というのも、マレーシアの政党政治の焦点は後にみるように、民族・宗教という社会的な亀裂から生ずる問題をいかに解決・処理するかという点にあり、こうした観点からすればイギリスと日本による支配はその政党政治の枠組みを形成するもっとも重要な歴史的要因と考えられるからである。

一八六七年にはじまるイギリスの対マラヤ（半島部マレーシアを指す）植民地政策の柱は、「間接統治」という統治方法に見出される。すでに一八〇〇年代の中頃には、スズの採掘を目的に広東・福建省を中心とする中国人が、マラヤ北西部のペラ州に流入していた。これらの中国人すなわち華僑は、地域の連帯をはかるため出身地別に幫という組織を形成しており、スズ鉱山の支配権をめぐるしばしば組織間対立を起こしていた。一八七三年にはこうした華僑組織間の対立は、

激しさを増し、ペラ・スルトンの王位継承争いと結びつくことによって内乱にまで発展することになったのである。この内乱は、ペラ・スルトンの秩序回復の要請により、すでにパハン、マラッカ、シンガポールを直轄植民地にしていたイギリス海峡植民地政府によって鎮圧されることになったが、これがイギリスのマラヤに対する「間接統治」の契機となったのである。すなわち、翌一八七四年には、スルトンの権限をマレー人の宗教と慣習に限定することによってイギリス植民地政府の間接的な行政的支配を可能とするパンコール条約を、イギリスはペラ州と結んだのである。これは、イギリスがペラにおいて自由に経済的利益を追求することを法的に保障することになった。こうした統治方法は、一九一四年までには他の州にも及んでおり、イギリスのマラヤにおける自由な経済活動を確保する手段となったのである。

イギリスのこうした対マラヤ植民地政策は他方で、大量のイギリス商業資本を流入させることになり、それはマラヤをスズとゴムの世界的供給地とすると同時に、現在のマレーシアにおける社会的亀裂の直接的原因ともなった。イギリス商業資本によるスズの新しい採掘技術の導入と発展は、中国人鉱山労働者の大量流入にくわえ、商取引きの機会を増大させることによって多くの中国人商人をマラヤにもたらした。またゴム・プランテーションの発展は、労働者としてのインド

人をマラヤに大量移住させることになったし、スズと同様に商取引が増大したため中国人資本家が増加することになったのである。その一方で先住民族としてのマレー人は、農民、漁師、ゴムの小作農といった伝統的セクターに従事しており、したがってイギリス商業資本の流入はマラヤに三つの民族社会を形成させる結果になったのである。

その後この三つの社会は、それぞれの人種別ナシヨナリズムを支持する政治組織の形成にみられるように、相互に接触することにより徐々に人種別のナシヨナリズムを發展させ社会的亀裂として顕在化していったが、第二次大戦における日本軍のマラヤ占領によってこの亀裂は一層深まることになる。これはひとつには、日本軍の占領がマラヤの人々にイギリス支配からの脱却と独立の希望を与えたために、政治権力を求めて人種間の緊張が高まったからである。もうひとつは、日本軍の対マラヤ人種政策に由来する。「日本軍政は、(1)日本の中国侵略の反映として、マラヤの中国人に対する抑圧、(2)マラヤのインドネシアとの統一という採来構想にたつマレー人の擁護、(3)インドの反英闘争を援護させるためのインド人への援助という政策をとっていた」。これはとくに、マラヤ共産党を中心とする中国人の反日闘争を生み出し、マレー人の日本軍への協力をもたらした。結果として両民族間における亀裂は、さらに深まることになったのである。

このように歴史的に形成された社会的亀裂は以下で論ずるように、マレーシアにおける政党政治の根本的枠組みとなっている。

## (二) 政党の形成と民族調和の政治

第二次大戦終結によるイギリスのマラヤ再統治は、マラヤに人種別の主要な政党をもたらす原因となったばかりではなく、民族協調の政治をもたらすきっかけともなった。

イギリスの戦後対マラヤ政策は、マラヤに自治・独立を与えるという基本方針を柱とする一方で、イギリスがマラヤにおいてすでに得ていた経済権益を確保することもそのもうひとつの重要な柱であった。この二つの政策基盤を實現させるためには、近代産業の中心的担い手ではあったがそれまでほとんど政治的発言権を有していなかった中国人・インド人にもマレー人と同等の市民権を付与することによって、かれらを政治的にマラヤに統合する必要があったのである。その具体的な統治案が、「マラヤ連合案」であった。一九四五年一〇月、イギリスは「マラヤ連合案」をもってマラヤを統治しようと考えたが、以下の理由からマレー人の反発を受けることになる。すなわちイギリスが、スルタンおよびマレー人に認められていた特権を廃止したこと、中国人・インド人に対して平等な市民権を付与したこと、イギリス人総督・知事に

広範な権限を与えたこと、などがその反発の理由であった。マラヤ連合に対するこうしたマレー人の反対は、急速にマレー・ナシヨナリズムを基盤とする政治的組織化をもたらし、一九四六年三月にはマレー政党・統一マレー人国民組織 (United Malays National Organization, 以下 U M N O と略す) の結成をみるようになった。

U M N O は代替案として、スルタンの権限回復、マレー人の特権の制度化、市民権の制限を骨子とする「マラヤ連邦案」を提示する一方、マラヤ連邦の形成によって市民権の制限をうけることになる中国人・インド人も連邦案反対運動を展開したが、治安悪化による権益の損失を恐れたイギリスが最終的承認を与えることよってマラヤ連邦は一九四八年二月に成立することになったのである。しかしこの連邦の成立は、イギリスの意図に反して国内治安を一層悪化させることになった。とくに中国人を中心とするマラヤ共産党のゲリラ活動の活発化は、政府をして非常事態の宣言に至らしめるとともに、マラヤにおける中国人の社会的評判と利益を著しく低下させることになったのである。その結果、財界有力者が中心となり、中国人コミュニティの利益を守るために中国人政党・マラヤ中国人協会 (Malayan Chinese Association, 以下 M C A と略す) が一九四九年に形成されることになった。また、インド人も自らの利益を確保するために一九四六年には

すでにマラヤインド人会議 (Malayan Indian Congress, 以下 M I C と略す) を結成していた。

こうした主要人種政党の形成から一九六九年の人種暴動による政党政治の転換に至るまでマレーシアでは、U M N O、M C A、M I C からなる政府連立与党・連盟党 (Alliance Party of Malaya, 以下連盟党と略す) によって民族調和の政治が、模索・実行されてきた。一九五二年のクアラルンプール市議会選挙における U M N O・M C A による地方レベルの連合は、一九五三年には正式に連盟党という全国組織となり、一九五五年の M I C の参加とともに三党連合に至ったのである。こうした人種の違いを越えた連合形成の本質は、人種エリート間の相互譲歩の姿勢にあるといわれている。実際このエリート譲歩は、連盟党を構成する三党エリート間に具体的に存在していた。非マレー人エリートはマレー人に政治的ヘゲモニーを与える一方で、マレー人エリートは非マレー人に対して経済活動の自由を保障したのである。これはさらに、一九五七年のマラヤ連邦独立憲法において具体化されていた。すなわち非マレー人は、マレー人の特権、国教としてのイスラム、スルタンの統治者としての役割を受け入れるかわりに、マレー人は非マレー人に対する市民権の制限を緩和したのである。しかしながら、こうしたエリート間の相互譲歩とそれによって生まれる民族妥協的な政策は、一九六九年に

人種暴動を結果することになったのである。

### (三)人種暴動と新たな政党政治の展開

一九六九年の中国人とマレー人の間に起こった人種暴動の直接的原因は、一九六七年に成立した国語法の適用をめぐってであった。この国語法は、マレー語を唯一の公用語・国語として定めるものであったが、英語の公的目的に対する使用の許可と中国語・タミール語等の非公的目的への使用許可を与えるものであった。政府のこの民族妥協的な言語政策はとくに、野党を中心とするマレー人および中国人の人種的好戦化を招き、言語問題は教育・文化・経済といった問題にまで拡大することになったのである。こうした状況は、一九六九年総選挙の結果に如実に反映されることになった。すなわち、与党・連盟党は過半数を維持したものの大幅に前回の議席を減らすことになった一方、人種間の平等を党イデオロギーとする中国人野党・民主行動党 (Democratic Action Party, 以下DAPと略す) とマレーシア民政運動党 (Gerakan Rakyat Malaysia = Malaysia People's Movement, 以下GRMと略す) ならに急進的なマレー・ナショナリズムの立場をとるマレー人野党・全マレーシアイスラム党 (Parti Islam SeMalaysia = Pan-Malaysian Islamic Party, 以下PASと略す) は議席を大きく増やすことになったのである。この選挙結果は、それ

まであまり顕在化しなかったマレー人と中国人の人種的敵対感情に火をつけることになり、選挙の三日後には大きな人種暴動に発展したのである。

この人種暴動の結果、現在に至るまでマレーシアの政党政治は、四つの主要な特徴をもつて展開されてきた。ひとつは、非競合的政党政治である。五〇年代・六〇年代のマレーシアは、アジア・アフリカ諸国の中でも数少ない民主主義国のひとつとして注目を集めたが、七〇年代以降そのシステムは権威主義システムないし権威主義諸国のなかでもその相対的に高い民主主義度のゆえに疑似民主主義システムとして分類される場合が多かった。実際、七〇年代に入ってからその民主主義度の低下は、人種間対立を生み出すと考えられている。「敏感問題 (sensitive issues)」についての公的議論の禁止となつてあらわれている。その内容は、憲法に規定された市民権、公用語としてのマレー語、マレー人の特権、非マレー系住民の正当な権利、スルタンの特権と主権などを問題とする公的議論、印刷、出版の禁止である。これはとくに、野党の自由な政治活動を抑圧し、与党との平等な競合の基盤を奪うことを意味している。というのも、野党は六九年の選挙にみられたように、人種的アピールにこそその存在価値をもっているからなのである。

マレーシアの政党政治の二つ目の特徴は、マレー人中心の

政党政治である。これは、UMNOの権限強化にみられる。各人種政党エリートの相互妥協によって形成された連盟党においてさえUMNOは、他の連合構成党に対して支配的な地位にあったが、人種暴動の結果として新たに拡大・形成された連合・国民戦線 (Barisan Nasional = National Front、以下BNと略す) においてはUMNOはより強いヘゲモニーをもつことになった。それは、政府政策の決定およびその実施に顕著にあらわれている。具体的には、マレー人の統一を目的とするルクヌガラ (Rukunegara = 国家理念) の形成とマレー人の社会経済的地位の向上を目的とする新経済政策 (New Economic Policy、以下NEPと略す) の実施にみられる。とくにNEPは、人種に関係なく貧困世帯をなくすことおよび種族間・地域間の経済格差を縮小するために社会構造を再編するという二つの目的をもっていたが、それは明らかに他の民族にくらべ社会経済的に劣勢であったマレー人の地位を向上させるためのものであったためにしばしばマレー人優先政策あるいはプミプトラ (土地の子) 政策とまでいわれてきたのである。<sup>16)</sup>

三つ目の特徴は、六九年の人種暴動にもかかわらず五〇年代・六〇年代から継続されてきた民族調和の政党政治である。これは、五〇年代・六〇年代には連盟党によって代表されてきたが、七〇年代以降はBNによって実行されてきた。

BNは現在、半島部マレーシアにおいてはUMNO、MCA、MIC、GRMの主要四党を中心に構成されており、各人種コミュニティの代表をもっている。BNはもともと、人種間協調のための積極的かつ実践的なガイドラインを形成するために人種暴動直後に各界のリーダーを集めつくられた国家諮問会議 (National Consultative Council) が基礎となっており、その意味でBNも民族調和の理念を基本的に具現化している。たとえば、先に説明したマレー人・UMNO中心の政策決定とは別に、政府ポストや選挙時の議席配分は、ほぼマレーシアの民族構成比に応じてなされており、非マレー系エリートおよびそのコミュニティの政治的発言権や社会経済的地位向上の余地は六九年以前よりは大幅に縮小したとはいえ、依然として残されているのである。<sup>17)</sup>

四つ目の特徴は、安定した政党政治である。BNは一九七四年の結成以来、異質な人種政党からなる連合というその統治形態を変化・崩壊させることなく、つねに議会内安定多数を保ってきた。こうした政党政治の安定は他方で、政治システムの安定をももたらしており、周辺諸国のそれと比較してもマレーシアの政治システムの安定性は相対的に高い。<sup>18)</sup> マレーシアは、これまで政治的不安定を生むと考えられてきたその高いレベルの人種的異質性とくにマレー人と華人の間に存在する社会経済的不平等性 (具体的には所得分配の不平



等性)を抱えながらも、七一年以降政党政治さらには政治システムの安定を維持しているのである。

以上がマレーシアの政党政治の基本的特徴であるが、次節ではこれを踏まえ比較政治学とくに比較政党研究がマレーシアの政党制をどのように類型化してきたのか、そしてその類型化は十分なのかどうか検討しようと思う。

### 三 マレーシアの政党制と比較政党研究

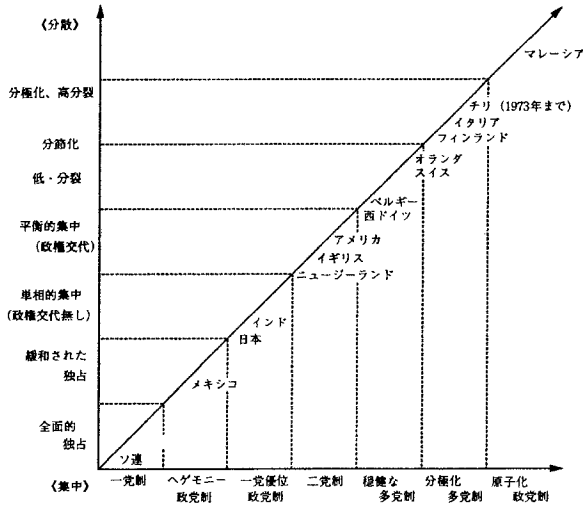
マレーシアの政党制を他の国の政党制と包括的に比較しようるように類型化した研究は数少ない。ここでは、そうした研究を代表するサルトーリ (Giovanni Sartori)、『レイプハルト (Arend Lijphart)』、ハンチントン (Samuel P. Huntington) の研究を検討する。<sup>20)</sup>

#### (一) 原子化政党制

サルトーリによる政党制の類型化は、現代政党論において依然として重要な影響力をもっている。それは、かれによって形成された政党制の諸類型が具体的事例へ普遍的に適用可能であるからではなく、政党制を具体的に研究するうえで理論的・分析的基盤となり続けているからなのである。<sup>21)</sup> サルトーリは、マレーシアの政党制について詳細には言及してい

ないが、図1からかれがマレーシアの政党制を原子化政党制として類型化していることがつく。サルトーリによれば原子化政党制は、かれが類型化したいくつかの政党制パターンの中でも残余の部分に相当するものであり、したがってこのタイプの政党制についての記述自体もきわめて少ない。

原子化政党制の基本的特徴は、以下の通りである。「政党が一〇あろうと二〇あろうと、あるいはそれ以上あったとしても「政党制類型化の基準のひとつである」政党の数は意味を持たない」であり、「原子化政党制は経済における原子的競争と同じ」状況を示している。つまりそれは、「他に抜きさん出た実績を上げている社会が一つもない状況」なのである。<sup>22)</sup> さらに原子化政党制は、「最終的にはそれぞれの政党が単なる〈ラベル〉の意味しか持たぬ状況」であり、「選挙ごとに変化することがあり、また選挙ごとに解散してしまう傾向のある〈名士たちのルーズな連合体〉に転じてしまう」政党制なのである。このような特徴を整理すれば、原子化政党制の主要な構造と機能が明らかになる。すなわちその第一の構造は、どの政党も他の政党に対して顕著な影響力をもっていないという意味で、この政党制にはどんな一貫した支配政党も連合も存在しないということ。第二の構造は、どの政党も構造強化されていないということ。つまりこの政党制はしっかりと構造化された大衆政党をふくんでいないというこ



出典：Sartori, *Parties and Party Systems*. 岡沢憲英・川野秀之訳  
 【現代政党学Ⅰ】早稲田大学出版会、1980年、223頁

図1 政党制の権力分散

と。そしてその主要な機能は、これらの結果としてこの政党自体、流動性が激しく政治システムの不安定化を招きやすいということである。

ではマレーシアの政党制は、こうした構造と機能を有する原子化政党制のパターンに類型化されるであろうか。まず原子化政党制の第一の構造的特徴は、七〇年代以降のマレーシアの政党制に符合しないばかりか、六〇年代のマレーシアの政党制にも合致しない。というのも、連盟党にしてもBNCにしてもその実質的メンバーであるUMNO、MCA、MICからなる与党連合は、半制度化された連合であり、選挙ごとに変化する連合ではないからである。また他の政党に対して両連合はつねに、議院内多数を獲得することによって中心的な支配政党として位置してきたし、さらにいえば七一年以降はUMNOが野党に対しても他のBN構成党に対しても支配政党として顕著な影響力をもってきた。第二の構造的特徴もまた、マレーシアの政党制を説明するには十分ではない。マレーシアの諸政党は、七〇年代・八〇年代を通じて構造強化されてきたし、またとくに六〇年代後半における野党活動の高揚と人種暴動は与党をより大衆政党化させる契機となったのである。さらに原子化政党制の不安定性・流動性は、政治システムの不安定化を引き起こすために、この政党制の機能にもとづいてマレーシアの七一年以降の政治的安定を説明

することは不可能であろう。この種の政党制はむしろ、タイやフィリピンのそれに近いといえる。<sup>(26)</sup>

## (二)多極共存型デモクラシーと大連合制

レイプハルトは、一九五五年から一九六九年までのマレーシアを第三世界の中でもかなり多極共存型デモクラシーが成功した事例としてとりあげている。多極共存型デモクラシーは、社会政治構造と民主的安定性の関係について五〇年代・六〇年代のアメリカ現代政治学において支配的影響力をもっていたひとつの基本命題がその批判の出発点にある。その命題はたとえば、ベントレー (Arthur F. Bentley) ・トルーマン (David B. Truman) 型の集団理論における重複メンバーシップ (overlapping membership) やリップセット (Seymour Martin Lipset) の交差亀裂 (crosscutting cleavages) という概念に典型的にみられたし、また政治体制論的にはダール (Robert A. Dahl) のポリアーキー論やアーモンド (Gabriel A. Almond) の西欧民主主義システム論の中核をなしていた。

それはいわば、アメリカン・デモクラシーの規範モデルとして意識されていた。この基本命題によれば、同質的政治文化をもつ社会では、個人は重複して集団に所属する傾向があるため (重複メンバーシップ)、集団エリートはこうした成員事情を考慮せざるをえない。また、集団成員は所属する異

なつた集団からの異なつた圧力・影響力に直面せざるをえない (交差圧力)。これは、集団エリートや成員個人の態度を穏健化・中庸化させるとともに、民主的システム自体を均衡化・安定化させる。逆に異質な政治文化をもつ社会では、社会が深く分裂しているため重複メンバーシップや交差圧力が存在せず大衆やエリートの態度は分裂的であり政治も不安定になる。しかし中欧諸国にみられるように、文化的異質性が深い多元社会においても民主主義は達成・維持されうるのであり、そうした構造と機能をもつ民主主義こそレイプハルトが類型化した多極共存型デモクラシーなのである。

多極共存型デモクラシーにとつてもつとも重要な構造は、エリート協調である。「多極共存型デモクラシーにあつては、多元社会に固有の遠心的 (・分裂的) 傾向は、住民のさまざまな区画の指導者の協同的な姿勢と行動によつて中和される」。

相対立する下位文化に属する指導者達が競争的行動をとる結果、相互の緊張関係と政治的不安定がさらに悪化するが、しかしかれらはまた文化的断片化によつて生ずる固定化および不安定化効果をやわらげるために慎重に努力する。こうしたエリート・レベルにおける橋渡しのな協調の結果、国はその社会的同質性の如何にかかわら

ずある程度の政治的安定性を達成しうるのである。<sup>(20)</sup>

エリート協調のもつとも中核的な構造的特徴は、「大連合」である。これは、多元社会の各区画に属する政治指導者が國を安定的に統治するために大連合を形成し協調するということを意味している。大連合は、さまざまな構造的形態をとりうる。たとえば、「議會制における大連合内閣、重要な諮問機能をもつた『大』評議會ないし委員会、あるいは大統領制における大統領とその他の最高公職者たちの大連合がそれである」<sup>(21)</sup>。大連合はこうしたさまざまな構造形態をとるが、その一般的機能すなわち文化的に断片化した社会において政治的安定を維持する機能は、アングロ・アメリカ型民主主義國に共通した多数決原理の機能と比較するとき、よりよく理解されうる。すなわち多数決原理は、政治システムが分散しておらず高度の合意が存在するときもつともよく機能するが、文化的に断片化したシステムにおいてはマイノリティ区画を政治的に保護することはできず、政治的不安定を引き起こしやすいためである。

多極共存型デモクラシーには、大連合という構造特性を補完する他の三つの構造特性が存在する。すなわち、「(一)重大な少数者の利益を守る追加手段として役立つ、相互拒否権 (mutual veto) なし」「全会一致の多数」決 (「concurrent

majority rule」)、(二)政治的代表・管理任命・公共の基金の配分的基準としての比例制原理、そして(三)各区画がそれ自体の内部問題を管理するための高度の自律性、である」<sup>(22)</sup>。この三つの構造的特性も大連合同様、多数決原理とは明らかに異なっており、したがって少数区画を政治的に保護するという意味で多元社会における政治的安定に有利に作用する機能を有しているのである。

こうした構造・機能的特徴を備えた多極共存型デモクラシーとくにその中心的かつ具体的構造である大連合制は、五〇年代・六〇年代さらには七〇年代以降のマレーシアの政制に対してさえ適合するものなのであろうか。レイプハルトは、マレーシアにおけるきわめて重要な多極共存の構造は、マレー人・中国人・インド人の主要三大 (人種) 区画政党がすべて代表されていた連盟党という大連合にあった、とのべている。そこでは、少数者拒否権は強く作用していなかったとはいえ各区画には高度の自由が与えられる申し合わせが存在した<sup>(23)</sup>。また、最大区画としてのマレー人には特権 (すなわち比例制原理) が認められていたのである。しかしまず第一に、レイプハルトの指摘する通りマレーシアが五〇年代・六〇年代に多極共存の構造と機能を備えていたとすれば、(人種暴動が起こった) 一九六九年においてさえマレーシアは政治的安定を享受しえたであろうという疑問が残る。これは、

多極共存型デモクラシー自体が政治的安定を維持する機能を有していないかあるいは、マレーシアが多極共存の構造を有していなかったかのどちらかを示していることになる。第二に、とくにマレー人と中国人の区画の大衆や中間レベルのエリートは各区画指導者間の交叉区画的な協調を支持していなかったという事実は、マレーシアはかれが評価したほど多極共存の構造を備えていなかったということを意味している。

レイブハルトも指摘しているように多極共存型デモクラシーにとつて必要なのは、エリート協調を支えるための追従者や非エリートのエリートに対する支持構造の存在なのである。

六〇年代後半の言語問題に明らかのように各区画の大衆や中間エリートは、それぞれの区画指導層にそのような支持を与えてはいなかった。そして第三に、「表現の自由が制限され、マレー人に有利な形で政治的・経済的差別が増大しているために、一九七一年以降のマレーシアが、完全に民主主義的であるとか完全に多極共存的であると見なせるか、ということになると疑問の余地がある」のである。

### (三)支配政党制

ハンチントンには、マレーシアを支配政党制として類型化し、このタイプの政党制がどのようにシステムの政治的安定性に対して機能しているか考察している。かれは、政党を分類す

るにあたって政党の数を基準としているが、政党の数についてのサルトーリのような綿密な検討はなされていない。政党の数は、政権を担当しうる政党（有効政党）の数を意味しているにすぎない。こうした政党の数にもとづき政党制は、一党制、支配政党制、二大政党制、多党制の四つに分類されている。ハンチントンにとつてこれらの政党制は、政治的安定性にとつて重要なプラスの機能をはたす政党の強さとは矛盾しない。すなわち、有効政党の数が増えれば増えるほど（いい換えれば、政党制が一党制から多党制へ向かうにしたがつて）、強力な政党の数も増えるということになる。政党の強さとは、「政党が大衆の支持を制度化している〔あるいはもつと簡潔にいえば、大衆の支持を集める〕度合い」であり、したがって「強力な政党をもたない政治システムの方が、そうした政党を擁するシステムよりも……政治的不安定が生ずる可能性が大きい」のである。したがらこうした政党制と政党の強さの関係は、近代化のレベルが高い先進国にはあてはまるが、近代化のレベルが低い発展途上国では重要な意味をもたない。「近代化のレベルが低い場合には、一党制が強力な場合もあれば弱体な場合もある」。ただ全般的にいえることは、発展途上国における多党制は強力な政党を形成することが難しく、したがって他の政党制よりも政治的に不安定を引き起こしやすい。というのも、多党制においては、

政治参加が制限されると、政治に積極的に参加しようとする社会勢力の活動が妨げられ、これらの勢力としっかりと結びついた政党をすなわち強い政党の形成が不可能になるからである(図2)。

しかしハンチントンによれば、発展途上国における支配政党制は二大政党制とともに、他の政党制よりも長期にわたって政治的安定を維持しうる機能をもつと考えられている。これは、発展途上国においてはさまざまな形態をとる政党の強さとは別に、この二つのタイプの政党制が近代化によってもたらされた新しい社会集団を政治システムに同化させる高い能力構造(アダプタビリティ)を有しているからなのである。支配政党制は一般に、二つの段階を通して新しい社会集団を政治システムに同化させることよって政治的安定という機能を達成しうる。第一段階では、新しい集団は、特定の利益を代表する既成の小政党を通じてシステムに参入してくる。ついで第二段階では、それらは、支配政党を通じてシステムに参入してくる。すなわち、小政党がその大衆アピールとともにより組織的に大きくなると、支配政党は政策をシフトさせその小政党と支持者を自党に取り込もうとするのである。もし、「そうした集団が支配政党に組み入れられなければ、それらは主要政党の周辺にあつて恒久的な圧力の政党として」また機能し続けることになる。「したがって、支配政党

政党力		政 党 数		
		一党	支配政党	二大政党
〈強〉	共産主義国家 チュニジア メキシコ 台湾	インド	イギリス ドイツ	ベネルクス スカンジナビア イタリア イスラエル チリ ベネズエラ
	ギニア タンガニーカ リベリア	マラヤ 南朝鮮	合衆国  ウルグアイ ジャマイカ セイロン	バルー アルゼンチン
〈弱〉	他のアフリカ諸国	ソマリア? ボリジア?	フィリピン コロンビア ホンジュラス	ブラジル 他の中央アメリカ諸国

出典：Huntington, *Political Order in Changing Societies*. 内山英夫訳『変革期社会の政治秩序・下』サイマル出版会、1972年、448頁。

図2 政党力と政党数

制は特殊主義集団の不満の表明に対する安全弁となると同時に、そうした集団が一般性をもったアピールを有すると思われるかぎり、支配政党はこの種の集団を組み入れようとする強い動機を備えている<sup>③)</sup>ため、政治的安定を達成・維持しようものと考えられているのである。

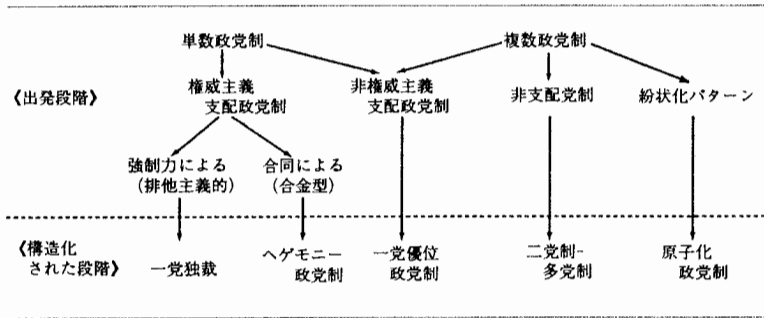
ハンチントン<sup>④)</sup>は、インド、ブルネイ、シンガポール、韓国、パキスタン、そしていくつかのアフリカ諸国とともにマレーシアを支配政党制に分類している<sup>⑤)</sup>。しかし、マレーシアの政党制が支配政党制であるという分類すなわち支配政党制の構造と機能を有しているという主張は、いくつかの点で適切ではない。まず第一に、支配政党制自体、政党制の分類にはそぐわない概念である。この点についてはサルトリが、適確につきのようにのべている。「支配政党」という表現は三つの非常に異なった事例をカバーしており、今日では絶望的なまでに三事例を混同している。先ず(1)「一党優位」……(2)「ヘゲモニー」……(3)政党制のタイプに関係なく主要政党が他を圧倒的に引き離している場合<sup>⑥)</sup>である。第二に、五〇年代・六〇年代においてマレーシアが支配政党制であったとすれば、マレーシアは人種暴動による政治的不安定を経験しなかったであろうと考えられる。これは明らかに、長期的安定を維持する能力をもった支配政党制の基本的機能特性とは合わない。それはまた、支配政党制が政治的安定を維持しえな

かった韓国の事例にもあてはまるであろう。

#### 四 マレーシアの政党制と「ヘゲモニー政党制」

前節では、先行研究においてこれまでマレーシアの政党制の構造と機能を説明するものと考えられていた三つのタイプの政党制——原子化政党制、大連合制、支配政党制——の構造的・機能的特徴を考察してきた。結論は、そのどれもがマレーシアの政党制とくに七〇年代以降のそれを十分に説明するものではないということであった。このことは、われわれにふたつの可能な選択枝を与えてくれる。すなわち、マレーシアの政党制を既存の比較可能な政党制類型にもう一度当てはめるか、あるいは比較可能な新たなタイプロジーをつくりそれにマレーシアの政党制を適用するかのどちらかである。後者は本稿の目的をはるかに越えているので、ここではマレーシアの政党制を既存の政党制タイプロジーにもう一度適用して考えてみようと思う。

サルトリの政党制タイプロジーは、包括的かつ政党制研究における影響力も依然として強く、ここでの議論の出発点となっている(図3参照)。すでに概括したマレーシアの政党政治を考慮すると、まず第一にマレーシアの政党制は、(合金型)権威主義支配政党制か(プラグマティズム指向)



出典：Sartori, *Parties and Party Systems*. 岡沢憲夫・川野秀之訳

【現代政党学Ⅰ】早稲田大学出版会、1980年、432頁。

図3 簡略化されたサルトリの政党制類型  
(流動性から結晶化)

ヘゲモニー政党制かのどちらかに近いといえる。というのも、両政党制は、以下のような構造的特徴を有しているからである。(一)両政党制は権威主義的な政治システムのもとで作動している、(二)これらの政党制においては野党は存在するものの同一の政党が長期にわたって政権を維持している、(三)両政党制における支配ないし中心政党はおもにいくつかの政党の合併の結果として統合的な外観によって特徴づけられている。しかし第二にこの二つのタイプの政党制は、構造強化という概念で異なっている。サルトリは、この構造強化という概念に対して詳しい操作化しうるような説明を与えていないが、単純化していえばそれは政党制が大眾を包括するような政党を有しているかどうかということである。参政権の拡大は通常、一般大眾の政治参加を拡大すると同時に、政党をして大眾の支持をうるために自らの組織を強化・拡大させる。このとき政党制は、構造強化を勝ち取るのである。その意味で七〇年代以降のマレーシアの政党制は、五〇年代・六〇年代とくらべて圧倒的に大眾包括的になっている<sup>11)</sup>、したがってそれは権威主義支配政党制よりもむしろヘゲモニー政党制に近い構造を備えているといえる。

ではこうした構造をもつヘゲモニー政党制は、システムの政治的安定を維持する機能を有しているのであろうか。サルトリは、野党の存在すなわち疑似政党市場の存在がヘゲモ



二一政党制をして政治的安定にポジティブに作用させているとのべている。「政党市場は反対派を懐柔する手段」であり、「いわば政治システムの心理的はけ口であり安全弁なのである」<sup>(45)</sup>。これは、一党制と比較するときより一層明らかになる。一党制においては、政党市場が存在しないため反対派はその利益を表明することができず、新しく出現した社会勢力は既成の単一政党を通じてしか政治に参加しえない。結果として、「一党制は存続できなくなるか、維持するにしても強制力を増大させ不安定性も増すという犠牲を払うということになる」<sup>(46)</sup>。しかし、長期的安定性という点ではヘゲモニー政党制もまた、政治的不安定を引き起こしうるといえる。サルトリによりれば、「ヘゲモニー政党の場合は、対応力がなくとも実際上の制裁は何ら受けなくてすむ」のであり、「政策の内容がどうであれ、その支配的地位は安泰であり、一切挑戦されない」<sup>(47)</sup>。野党の議席数はこの政党制においてはつねに一定に保たれているため、政策上の対応力がなくともヘゲモニー政党の支配的地位は安定している。しかしサルトリが指摘するこうしたヘゲモニー政党の政策上の対応力のなさは、政党市場の存在にもかかわらず長期的には反対派の欲求を充足させるものではないため、政治システムに対する反対派の不満を累積させることになり、システムの長期的安定を脅かす結果となるであろう。

ヘゲモニー政党制がこのようにシステムの長期的安定を維持する機能を有していないとすると、マレーシアはなぜ七〇年代以降、政治的安定を維持しているのでしょうか。答えは、環境的要因の違いによるヘゲモニー政党制自体の構造的相違がその原因にある。すなわち、政党制のタイプが同じであつても、国が異なれば政党制自体の構造にも当然違いが出てくるのであり、したがってまたそうした構造のシステムに対する機能も異なってくる。すでに論じたようにマレーシアは、権威主義体制であるにもかかわらず他の権威主義国にくらべ相対的に高いレベルの民主主義を有してきた。くわえてマレーシアには、相対的に深い社会的亀裂すなわち人種・宗教的亀裂が存在している。高いレベルの民主主義は野党に対して比較的広範な政治活動の自由を与える一方、深い社会的亀裂は野党をして大衆の支持をえるためにはより人種的な訴えかけが重要であると認識させうるであろう。この政党制をとりまく二つの環境的要因はともに、野党活動の活性化をもたらすものと考えられる。そしてそれらは実際に、六七年の妥協的国語法成立後の政治状況にみられたように、相対的に活発な野党活動をもたらしてきたのである。野党のこうした政治的活性化に対してヘゲモニー政党・BNは他の権威主義国と同様に、その権威主義的傾向のゆえに野党活動を抑えてきた（たとえば敏感問題についての公的議論の禁止など）

が逆に、その相対的に高いレベルの民主主義のゆえに政党市場により対応的であろうとしている。要約すれば、マレーシアにおいてはヘゲモニー政党は、サルトリーによって特徴づけられたそれとは異なり、政党市場により対応的な構造を有しているのである。こうした対応力は具体的に、ヘゲモニー政党をしてより大衆包括的な行動をとらせている。ひとつは、たとえばBN構成党とくにUMNO、MCA、MICにおいて七〇年代に顕著であった黨員増大プログラムにみられるように、組織改革を行うことよってより多くの大衆を直接自らの組織に取り込もうとするのである（内的組織化）。もうひとつは、BNの中心政党・UMNOによる七〇年代はじめのよりマレー人中心的政策への転換とそれによる与党連合の拡大（BNの形成）にあるように、ヘゲモニー政党はその政策を変更することよって野党や社会集団そしてその支持者を組織に取り込もうとすることである（外的組織化）。このような包括力は、反対派を懐柔ししたがってシステムの長期的な安定性を維持するもうひとつの政党制構造としてマレーシアでは機能しているのである。

しかし包括力の第二の側面に注目してみると、他の構造的要因もマレーシアの長期的安定性を維持する機能を果たしていることがわかる。マレーシアのヘゲモニー政党は、その政策を変更することよって野党や社会集団を自党へ同体化させ

ようとするがゆえに、これはヘゲモニー政党内の競合性や異質性を増大させる。これはたとえば、連合の形態が連盟党からBNへと七四年に拡大されたときにとくに著しかった。

こうした競合性や異質性の増大は結果として、党ばかりか政治システムの不安定化を引き起こしかねない。したがってマレーシアにおいては、ヘゲモニー政党内関係の安定性という構造とそれをもたらす構造的要因が重要となる。マレーシアのヘゲモニー政党・BNはすでに触れたように、ひとつの人種政党・UMNOによつて牽引される多人種連合という形態をとっている。このことは、連合を支配する人種政党・UMNOはその政策を変更することよつて野党を連合に吸収しようとする一方、こうした行動はほとんどつねにそのジュニア・パートナーとしての他の主要な人種政党・MCAやMICさらに七四年にBNに参加したGRMとの連合関係の不安定化を招くということの意味している。というのも、多人種連合におけるさまざまなイシューはほとんど、単一人種問題というイシューとして累積する傾向があるため、連合政党間に不一致が生じやすいからである。しかし、こうした連合関係の不安定化を妨げるいくつかの構造的要因が存在する。ひとつは、五〇年代・六〇年代に培われた連合エリート間の協調的態度・行動であり、もうひとつは政党のイデオロギー強度である。

マレーシアにおけるエリート協調的態度は、五〇年代・六〇年代の政治的経験を通じてかなりの程度まで形成されてきた。マレーシアにおけるエリート協調は、イギリス植民地政府によって形成された人種包括的な委員会にはじまる。「マレーシアでの多極共存の慣行の唯一類似の前兆は、植民当局によって、マレー人六名・中国人六名・インド人一名・その他の少数派代表三名からなる地方共同体連絡委員会がつくられたことであつた」。この委員会では、「重大な意義をもつた共同体的妥協が、共同体の指導によって行われる、なかば秘密で、『非公式の』交渉から生ずる可能性が強かつた」し、また「この委員会は……数年後の連合党の区画交渉にとつては貴重な経験を与えた」のである。

さらにこのエリート協調的慣行は、一九五二年の民主的選挙の導入と六〇年代の始めから半ばにかけて生じたインドネシアとの「対決」という外交問題によつてかなり形を整えることになつた。選挙制度の導入とともにエリート協調という行動は、より具体的に連盟党という多人種連合の形態をとるることになつた。また、その構成政党は極端な人種の訴え掛けをする野党の出現を通して次第に互いにより親密かつ妥協的な関係をもつようになつた。たとえば、野党が言語問題に対して公的な複数言語主義やマレー語以外のすべての言語の禁止を主張したのに対して、MCAは公的な複数言語主義の要

求を控えた。また、UMNOは公的言語としてのマレー語以外の言語の使用にかなりの柔軟性を示していた。さらに連盟党構成党間の相互協調は、マレーシアに対するインドネシアの軍事的脅威により一九六四年の選挙では大衆の積極的支持を集めた。

一九六九年の人種暴動後に形成されたBNにおいては、中心政党・UMNOがよりヘゲモニックになり、その主要なジュニア・パートナーであるMCAとMICはより低い交渉位置を有することになつたが、エリート協調的行動は基本的にはBNにおいてもみられる。UMNOは、積極的に組織改革および政策転換をはかることによつて内的組織化と外的組織化を進める一方、そのエリートたちは二つの点で連合パートナーに妥協的態度を示してきた。第一は、転換された政策にみられる。政策の内容は一般に、パートナーとその支持基盤である人種コミュニティにとつて不利なものであつたが、それはある程度までそうしたコミュニティの社会経済的利益や流動性をも保障している。政策は明らかに、連合パートナーやそのコミュニティを排除しようとするものではないのである。このことはたとえば、暴動後すぐにUMNOエリートによつて策定された二つのマレー人優先的政策・ルクヌガラとNEPに示されている。ルクヌガラは、国教としてのイスラム教、マレー人統治者スルタンへの忠誠、マレー人の特権を

改めて確認する一方で、すべての市民に法の下の自由と平等を保障し人種の違いによる差別を否定している。また、マレー人の社会経済的地位向上を目的とするNEPも、非マレー系住民の犠牲の下で達成されるべきものではないと指摘している。UMNOエリートが他のBN構成党エリートに妥協的・協調的態度を示していると考えられる第二の点は、UMNOが人種包括的な連合という統治形態を維持しているということにある。連合は、人種の少数派を統治権力に参加させることによってかれらの政治的利益しがつてまたかれらの社会経済的利益をも保障しようとすることを意味している。すでに指摘したようにマレー人・UMNO中心の政策決定とは別に、政府ポストや選挙時の議席配分はほぼマレーシアの民族構成比に応じてなされており、連合が維持されることによって非マレー系エリートとそのコミュニティの政治的発言権や社会経済的地位向上の余地は（六九年以前よりは大幅に縮小したとはいえ）依然として残されることになったのである。

UMNOのこうしたエリート協調的態度は、ジュニア・パートナーに政治的交渉機会を与えらるとともに、UMNOの政策変更とそれによる野党の連合への取り込みに対して妥協的態度をとらせるすなわち連合にとどまる誘因を与えているのである。実際、非マレー人エリートは、連合に参加することによって「すべての商工業活動における非マレー人の所有

権・経営権シェアを（当初NEPにおいて計画されていた）三〇%から四〇%へと増大することをマレー人エリートに確約させることに成功した」のである。

このように連合パートナー間のエリート協調的行動は、連合関係が崩壊しないように重要に作動しているのである。「連合の」エリートたちは、正統性と政治的安定を維持し人種暴動をさけるために合意と広範な代表性が必要であると信じている」のである。

連合関係の不安定化を妨げる第二の構造的要因は、政党のイデオロギー強度である。政治学の伝統的定義にしたがえばイデオロギーとは、国家、階級、政党といった政治集団がそれ自身の存在目的を正統化するための理念として定義される。したがって政党のイデオロギー強度とは、政党綱領にみられるような政党の基本理念の厳格さないし強さの度合いを意味している。政党の理念が厳格であればあるほど、政党はイデオロギー的に極端であり、したがってその政党はイデオロギー指向政党といえる。逆に、政党の理念が厳格でなければいなく、政党はイデオロギー的に柔軟であり、したがってその政党は非イデオロギー指向政党ないしブラグマティック指向政党といえる。

政党間のイデオロギー強度の違いは、政党の基本理念が外に開かれているか閉じられているか、明示的か黙示的か、象

微のか手段的かによって相対的に識別される。正統化理念が厳格なしたがってイデオロギー強度が高いイデオロギー指向政党では、その理念は閉鎖的、明示的、象徴的である。党の理念が厳格であればあるほど、それは他の理念を受入れようとしな一方、党の政策を正当に判断する明らかな基準となる。さらにそれは、党の理念自体の実現のためになされる政治活動のみを強調する傾向がある。したがって厳格な党理念は、党の政治活動に相対的に多くの制約をおくことになるし、党を硬直的、非妥協的、非交渉的なものにするであろう。この意味でイデオロギー指向政党は、他党との連合に相対的に開かれていない。プラグマティック指向政党においては、こうしたイデオロギー指向政党にみられる諸特徴は、ほぼ対照的な形をなしている。その正統化理念は、厳格でないためイデオロギー強度は低く、したがって相対的に外に開かれており、黙示的かつ手段的である。党の理念が厳格でなければないほど、それは他の理念を受け入れやすいということを意味している一方、党の政策を正当に評価するはつきりした判断基準とはならない。それはまた、党理念の実現というよりも具体的な利益に対する党の政治活動を強調する場合が多い。したがってそうした理念は、党の政治活動にそれほど制約を置かないし、党を柔軟かつ妥協的、交渉的なものとするであろう。結果としてプラグマティック指向政党は、他党との連

合により開かれているといえる。

このようなイデオロギー強度の違いによる政党の分類は、なぜマレーシアのヘゲモニー政党が相対的に安定した連合関係を維持しているのかということに対するもうひとつの構造的解答を与えている。まず第一に、ヘゲモニー政党・BNのイデオロギー強度が重要である。BNは明らかに、プラグマティック指向政党を基盤とした連合であるといえる。BNの主要構成メンバーであるUMNO、MCA、MIC、GRMはみな、主要野党が有するほど強い党イデオロギーを有していない。おもな野党は一貫して、より閉鎖的で明示的、象徴的イデオロギーを有しているのである。たとえば中国人野党であるDAPは、一九六七年の党綱領において形成された民族平等、社会経済的正義、議会制民主主義にもとづく自由民主社会主義マレーシアという理念を一貫して主張している。単的いえばDAPは、人種平等主義という厳格な党イデオロギーを維持しているのである。マレー人野党・PASもまた、その党憲法や選挙綱領にあるように、基本的イデオロギーとしてのイスラムないしマレー人国家の設立に固執している。つまりPASは、エスノセントリズムという強いイデオロギーをもっているのである。

他方で、BN構成政党のイデオロギーは、より開放的かつ黙示的、手段的である。それらは、かなり黙示的かつ曖昧で

あるため、他のイデオロギーに対して開放的であると同時に手段的でもある。たとえばUMNOは、妥協的政治に対する曖昧なコミットメントに関する以外はどんな公的イデオロギーももっていないとしばしばいわれてきた。このことは、UMNO元党首ラーマン (Abdul Tunku Rahman) の言葉によつて適確に説明されうる。すなわち、「われわれは、政治的でない社会的に良いものであり生産的であると思われるどんなことも受け入れる用意がありました、進んで受け入れる……われわれの政策には、分水嶺は存在しない」のであり、「わが党においてはわれわれは、必要とされていることやわれわれがもつとも良いと思うことにしたが、右寄りになつた中道よりになつたりあるいは左寄りになつたりするのである。こうした曖昧なイデオロギーの立場はまた、BNのジュニア・パートナーにも当てはまる。たとえばMCAはその憲法において、主要な党目標として人種調和やマレーシアの多民族統一を促進・維持することにコミットメントを与えているがしかし、MCAはその目標が達成されるべきイデオロギー的立場の種類すなわちその目標が人種平等主義的基盤のもつて達成されるべきかどうかについては言及していないのである。イデオロギーのこうした暗示的性質は、UMNOやMCAをしてさまざまなイシューに対して妥協的・交渉的なプラグマティック・アプローチをとらせうることにな

る。

したがつて、プラグマティック指向ヘゲモニー政党・BNの中心政党であるUMNOは、他の政党との連合につねに開かれていた。また、既存の人種包括的な連合を維持しようと努めるであろう。これは、六九年の人種暴動以後においてもUMNOエリートがなぜ連合という統治形態に拘つたのかということを説明してくれる。加えて、ジュニア・パートナーも、連合に開かれていたため非競争的システムのもとでは連合を離れようとはしない。これは、ジュニア・パートナーが連合を離れ非競争的システムのもとで野党になつた場合からは半永久的な野党として位置づけられるからである。したがつてプラグマティック指向ジュニア・パートナーは、中心政党の政策変更とそれによる野党の取り込みに相対的合意を与えるかわりに、連合内においてよりよい交渉位置を獲得しようとするであろう。「MCAリーダーたちは、MCAをBNから脱退させようとしたのではなく、(BN内で)最善の地位を確保するために強い立場をとる必要があると感じていた」のである。

このようにBN構成党のプラグマティック指向性は、連合の不安定化を妨げる構造的要因となつているのである。プラグマティック指向政党を基盤とする連合は相対的に安定しているというこうした考えは、BNがイデオロギー指向政党に

よる連合と仮定するとき一層明瞭になってくる。この仮定では、連合は不安定で脆弱でなければならない。理由は、イデオロギー指向政党はその党イデオロギーを優先させるため、中心政党は連合を進んで維持しようとはしないし、そのジュニア・パートナーもまた中心政党による政策変更に合意できず非競争的システムのもとでさえ連合を離れると考えられるからである。

第二に、野党のイデオロギー強度もまた、マレーシアのヘゲモニー政党の安定性を説明するうえで重要な構造的要因となっている。BNの中心政党・UMNOはその政策変更を通じて野党を連合に取り込もうとする一方で、これは長期的には主要野党としてのイデオロギー指向政党を結果する。それはひとつには、プラグマティック指向野党はイデオロギー指向野党とは異なり連合に開かれているためイデオロギー指向政党のみが野党として残る可能性が高いからである。BNへのGRMの参加とDAPの不参加は、このことを如実に示している。明確な人種平等主義を党イデオロギーとしてきたDAPがBNへ参加する意志を全く示さなかったのとは対照的に、穏健な非人種集団主義的(non-communalism)社会民主主義を党のイデオロギーとしていたGMBNはBNの形成に進んで参加したのである。実際、GRMはBNに参加する以前においてさえ、マレー人の特権を否定しなかったしまた、

マレー人を社会経済的に支援しようとする政府措置を支持していた。さらに同党は、言語・教育という問題に対してもかなり妥協的であったのである。二つ目の理由は、イデオロギー指向野党がプラグマティック指向的与党連合に参加したとしても党自体をプラグマティック指向的なものに変えなければ連合にとどまることは不可能となるからである。しかしイデオロギー指向政党は、何よりも党イデオロギーを優先させなければならぬ。かえらがプラグマティック指向政党になるために既存のイデオロギーを大幅に変えるならば党そのものの分裂に直面せざるをえないがゆえに、プラグマティック指向的な政党に変わることは難しいであろう。これは、イデオロギー指向政党であるPASの事例に当てはまる。人種暴動以後のUMNOのよりマレー人優先的な政策への転換は、一九七四年にPASがBNに加わる最大の理由となったがしかし、イデオロギー指向政党に典型的なその硬直的・非妥協的行動はPASの一九七七年におけるBNからの脱退と永続的な野党化を結果したのである。

このように二つの理由からイデオロギー指向政党が主要野党として存在する可能性が高いうえ、PASとDAPの関係につねにみられるようにそれらは野党連合を形成しえないしまた形成するにしても維持することは不可能であろう。というのも、それらは党イデオロギーを優先させるため他党との

連合には相対的に開かれていないからなのである。これは明らかに、野党間関係の断片化をもたらずばかりか、政権追求型政党というよりもむしろ圧力の政党としてのかれらの存在意義を増大ないし永続化させることになっている。結果としてヘゲモニー政党B Nの連合関係は、安定することになる。それは第一に、野党間の断片化された関係は、UMNOに人種包括的連合を維持する正当な理由を与えるがゆえに、与党連合を安定する。第二に、B Nのジュニア・パートナーは、非競合的システムのもとでは連合を離れないばかりか、かりに離れたとしてもイデオロギー指向野党の非柔軟性と断片化された関係のゆえにかれらと野党連合を形成することは困難であろう。

## 五 結びにかえて

これまでの議論からわれわれは、まず第一にマレーシアの政党制を（プラグマティック指向的）ヘゲモニー政党制と見なすことができるであろう。マレーシアの政党制は、これまで比較政治学において考えられてきた原子化政党制でも大連合制でも、また支配政党制でもなかった。第二に、サルトリによるヘゲモニー政党制の構造と機能についての説明とは異なり、マレーシアのヘゲモニー政党制に固有の構造と機能

とは、ヘゲモニー政党・B Nにおける以下三つの基本構造とそれがシステムを長期的に安定させるという安定化機能であった。基本構造のひとつは、内的組織化における包括力（すなわち、組織的にしつかりとした大衆政党化）であり、二つ目は外的組織化における包括力（すなわち、野党や社会集団の取り込み）であった。そして三つ目は、安定性（すなわち、B N構成政党間関係の安定性）であった。この第三の構造はさらに、B Nエリート間の協調構造と主要与野党のイデオロギー強度という構造によって支えられていた。こうした三つの基本構造が、マレーシアのヘゲモニー政党制により高いアダプタビリティ（大衆の不満を吸収し長期的な政治的安定を達成する高い能力）を与え、システムを安定化させる機能を果たさせているのである。これは、マレーシアが他の第三世界の国々にくらべ相対的に安定している理由のひとつであろう。たとえば、タイやインドネシアは、マレーシアとは異なったタイプの政党制のゆえに、政治的安定を享受できなかった。またできていない。サルトリの類型論にしたがえばタイは、中心政党が存在せず大衆や主要な社会勢力と確固とした結びつきをもった政党がないという点で、非支配政党制に分類できる。またインドネシアは、大衆に基盤をもたない排他的支配政党・ゴルカル（Golkar）が存在するがゆえに、排他主義的権威主義支配政党制にそれぞれ分類しうる。さらに、



五〇年代・六〇年代のマレーシアは、組織的に大衆との結びつきをもたない非権威主義的支配政党制であったために、政治的安定を維持しえなかつたのである。こうした三つのタイプの政党制はどれも、包括力という点で七〇年代以降のマレーシアのヘゲモニー政党制とは異なる。

すでに述べたように、本稿は、実証研究をするにあたっての分析枠組みづくりとしての性格が強く、実証科学的な考察・分析は十分とはいえない。それはとくに、マレーシアのヘゲモニー政党制の三つの基本構造に対するより厳密な比較研究と資料的裏付けの必要性となつてあらわれている。さらに、この政党制が具体的にどのようなシステムの政治的安定にポジティブに作用しているのか、その事例研究が今後の課題として残る。

注

- (1) 本稿における政党制の構造と機能の定義は、今田高俊の構造と機能についての定義を利用している。今田高俊『自己組織性——社会理論の復活——』創文社、一九八六年、第七章。比較政治学においては政党制の構造と機能についての研究は、六〇年代・七〇年代にとくに盛んに行われた。その代表的研究は、本論文第三節で考察されるハンチントンの研究である。Samuel P. Huntington, *Political Order in Changing Societies* (New Haven and London: Yale University Press, 1968). 内山秀夫訳『変革期

社会の政治秩序』サイマル出版会、一九七二年。

- (2) 比較研究についての包括的説明としては、Mattei Dogan and Dominique Pelassy, *Sociologie Politique Comparée: Problems et Perspectives* (n.p.: Economica, 1981). 櫻井陽二訳『比較政治社会学——いかに諸国を比較するか——』芦書房、一九八三年、参照。

(3) イスラム教の伝統的統治者を指す。

- (4) 民族構成比は、Berita Publishing, *Information Malaysia 1992-93 Yearbook* (Kuala Lumpur: Berita Publishing, 1992), p.76. による。

- (5) 本節は、とくに次の文献に多くを負っている。萩原直之『マレーシア政治論——複合社会の政治力学』弘文堂、一九八九年。池端雪浦・生田 滋『東南アジア現代史II——フィリピン・マレーシア・シンガポール』山川出版、一九七七年。Diane K. Mauzy, *Barisan Nasional: Coalition Government in Malaysia* (Kuala Lumpur: Marican & Sons, 1983); R. S. Milne and Diane K. Mauzy, *Politics and Government in Malaysia* (Kuala Lumpur and Singapore: Federal Publications, 1978)。

(6) 他の歴史的要因については、萩原『マレーシア政治論』、四一五頁、を参照。

- (7) この時の政治組織としてはたとえば、マレー人青年統一連盟、中国国民党支部、マラヤ共産党、マラヤインド人連盟などがあつた。詳細については、萩原『マレーシア政治論』、八一—〇頁。

(8) 萩原『マレーシア政治論』、一一頁。

(9) マラヤ連合案が発表される以前まではイギリスは、スルタ

- ンを立憲君主として認めていたしました、マレー人に以下のような特権を与えていた。すなわち、マレー人所有地の多人種からの保護、マレー人の中間行政官への優先的登用、マレー後小学校の建設、などである。詳細については、堀井健三「ブミプトン政策下の工業化」堀井健三編『マレーシアの工業化——多民族国家と工業化の展開』アジア経済研究所、一九九一年、一一頁。
- (10) 両党はそれぞれ、マラヤ連邦が一九六三年にマレーシア連邦となった際に、党名をマレーシア中国人協会、マレーシアインド人会議に変更している。マレーシアの政党の歴史的形成過程については、池端・生田『東南アジア現代史II』、三二四—二六頁、に詳しい。
- (11) U M N O O M C A の連合形成の詳細な原因については、Heng Pek Hoon, *Chinese Politics in Malaysia: A History of the Malaysian Chinese Association* (Singapore: Oxford University Press, 1988), pp.159-66. 参照。
- (12) Maury, *Berison Nasional*, p.20.
- (13) Maury, *Berison Nasional*, pp.35-6.
- (14) 権威主義システムとしての分類にここではたとはたえば、Harold Crouch, "Authoritarian Trends, the EMNO Split and the Limits to State Power" in Joel S. Kahn and Francis Loh Kok Wah (eds.), *Pragmated Vision: Culture and Politics in Contemporary Malaysia* (North Sidney: Allen & Unwin, 1992), pp.22-41. があ  
る。また、疑似民主主義システムとしての分類についてはたとはたえ、Zakaria Haji Ahmad, "Malaysia: Quasi-democracy in a Divided Society," in Larry Diamond, Juan J. Linz and Seymour Martin Lipset (eds.), *Democracy in Developing Countries*, Asia,

Vol.3 (Boulder and London: Lynne Rienner Publishers, 1989), pp.347-81. がある。

- (15) ルクスガラの具体的内容については、本論文、第四節、参照。
- (16) NEPは、その制定時から二〇年後に終了することになっており、一九九二年にその終了が宣言され新たに新開発政策 (New Development Policy) がスタートしたが、そこにおいてもマレー人優先的な政策は基本的に維持されている。東川 繁「マレーシアの開発体制」岩崎育夫編『開発と政治——ASEAN 諸国の開発体制——』アジア経済研究所、一九九四年、九一頁。また、NEPに対する包括的研究としては、以下を参照。堀井健三編『マレーシアの社会再編と種族問題——ブミプトラ政策 20年の帰結』アジア経済研究所、一九八九年。
- (17) BNは一九九二年時点での二二の政党で構成されている。Berita Publishing, *Information Malaysia 1992/93 Yearbook*, pp.546-50.
- (18) Maury, *Berison Nasional*, p.137.
- (19) Hideki Takafuji, *Political Development of Malaysia in Comparative Perspective: Political Stability and the Party Systems*, Ph.D. dissertation (University of Tsukuba, 1995), Chapter 1. 参照。
- (20) ホロウマン (Donald L. Horowitz) は「比較人種政党論の立場からマレーシアの政党制を多人種連合制 (multiethnic coalition systems) に類型化しているが、かれの政党制の類型化は人種政党にもとづくアジア・アフリカ諸国の人種政党制のみを対象とし西欧社会に一般的な非人種政党制は比較分析の対象となっていないので、本稿ではかれの政党研究は取り上げられていない。Donald L. Horowitz, *Ethnic Group in Conflict* (Berkeley

- and London: University of California Press, 1986). 日本では、マレーシアの政党制ばかりか他の東南アジア諸国の政党制を比較政治学的に研究したものは依然として見られないが、政治学的視点を導入しようとする試みとしては、以下の研究がある。村嶋英治、萩原宜之、岩崎育夫編『ASEAN諸国の政党政治』、アジア経済研究所、一九九三年。
- (21) サルトーリの政党システム論の非普遍性については、小林正弥「現代政党理論再考——ダウンズ＝サルトーリモデルの限界——」村嶋英治、萩原宜之、岩崎育夫編『ASEAN諸国の政党政治』、一八五―七頁。
- (22) Giovanni Sartori, *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis* (Cambridge: Cambridge University Press, 1976). 岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学』、早稲田大学出版会、一九八〇年、二一九頁。
- (23) Sartori, *Parties and Party Systems*. 邦訳、四七〇頁。
- (24) Maury, *Barisan Nasional*, p.138.
- (25) Takafuji, *Political Development of Malaysia*, Chapter 3, 参照。
- (26) 村嶋・萩原・岩崎編『ASEAN諸国の政党政治』、一七六―一七九頁。
- (27) Arend Lijphart, "Consoational Democracy," *World Politics*, Vol.21, No.2 (January 1969), pp.208-9. 辻中豊「A・レイブハルトと多極社会のデモクラシー」白鳥 令・曾根泰教編『現代世界の民主主義論』新評論、一九八四年、六五―七〇頁。
- (28) Arend Lijphart, *Democracy in Plural Societies: A Comparative Explorations* (Yale: Yale University Press, 1977). 内山秀夫訳『多極社会のデモクラシー』三一書房、一九七九年、十三頁。
- (29) Lijphart, "Consoational Democracy," pp.211-2.
- (30) Lijphart, *Democracy in Plural Societies*. 邦訳、四三三頁。
- (31) Lijphart, *Democracy in Plural Societies*. 邦訳、四三三頁。
- (32) Lijphart, *Democracy in Plural Societies*. 邦訳、一九二―三三頁。
- (33) Maury, *Barisan Nasional*, Chapter 1, 参照。
- (34) Lijphart, *Democracy in Plural Societies*. 邦訳、一九四頁。
- (35) 政党制分類基準としての政党の数についてのサルトーリに与る説明としては、Sartori, *Parties and Party Systems*. 邦訳、二〇七―一八頁、を参照。
- (36) Huntington, *Political Order*. 邦訳、四三六―六頁。
- (37) Huntington, *Political Order*. 邦訳、四三七頁。
- (38) Huntington, *Political Order*. 邦訳、四四九頁。
- (39) Huntington, *Political Order*. 邦訳、四五七頁。
- (40) Huntington, *Political Order*. 邦訳、四四七頁。政党制を類型化するに当たって詳細性と包括性が欠けているという理由から本稿では検討しなかったが、他のいく人かの研究者もまた、マレーシアの政党制を支配政党制ないしそれに類似したパターンに分類している。Joseph LaPalombara and Myron Weiner, "The Origin and Development of Political Parties," in Joseph LaPalombara and Myron Weiner (eds.), *Political Party and Political Development* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1966), p.33; James Jupp, *Political Parties* (n.p.: Routledge and Kegan Paul, 1968). 磯部忠雄訳『政党』経林書房、一九七八年、三三―四頁。
- (41) Sartori, *Parties and Party Systems*. 邦訳、三八二頁。
- (42) 金 浩鎮『韓国政治体制論(韓国語)』(博英社、一九九〇年)。李 健雨訳『韓国政治の研究』三一書房、一九九三年、二二―三三頁。

- (43) 大衆政党と他のタイプの政党（たゞは幹部政党など）の組織的な違いについての説明としては、以下を参照。Fred W. Riggs, "Comparative Politics and the Study of Political Parties: A Structural Approach," in William J. Crotty (ed.), *Approaches to the Study of Party Organization* (Boston: Allyn and Bacon, 1968), pp.46-69; Dwayne Marvick, "Middlemen of Politics," in Crotty (ed.), *Approaches to the Study of Party Organization*, pp.350-51; Ruth Schachter, "Single-Party Systems in West Africa," *American Political Science Review*, Vol.IV, No.2 (June 1961).
- (44) Takafuji, *Political Development of Malaysia* Chapter 3. 参照。
- (45) Sartori, *Parties and Party Systems*. 邦訳、三三五頁。
- (46) Huntington, *Political Order*. 邦訳、四五四頁。
- (47) Sartori, *Parties and Party Systems*. 邦訳、三八三頁。
- (48) Takafuji, *Political Development of Malaysia*, pp.129-136.
- (49) United Malays National organization, *Pengantar Tahunan UMNO 1972 [UMNO Annual Report 1972]* (Kuala Lumpur: UMNO headquarters, 1973). 参照。
- (50) 今の典型的事例として、一九七四年の政治状況がある。Takafuji, *Political Development of Malaysia*, Chapters 5 and 6. 参照。
- (51) Maury, *Barisan Nasional* Chapter 2. 参照。
- (52) Lijphart, *Democracy in Plural Societies*. 邦訳、一九六七頁。
- (53) Horowitz, *Ethnic Groups in Conflict*, p.403.
- (54) Horowitz, *Ethnic Groups in Conflict*, p.408.
- (55) Lijphart, *Democracy in Plural Societies*. 邦訳、一九四頁。

- (56) Gordon P. Means, *Malaysian Politics: The Second Generation* (Singapore: Oxford University Press, 1991), p.13; Milne and Maury, *Politics and Government in Malaysia*, p.94.
- (57) Government of Malaysia, *Mid-Term Review of the Second Malaysia Plan 1971-1975* (Kuala Lumpur: Government Printer, 1976), pp.1-2.
- (58) Maury, *Barisan Nasional*, p.137.
- (59) Maury, *Barisan Nasional*, p.138.
- (60) 三宅一郎『投票行動』東京大学出版会、一九八九年、一五二—一五三頁。
- (61) 政党のイデオロギー強度を分析する場合には一般に、二つのタイプの分析的視点が存在する。ひとつは、政党のイデオロギー強度を政党の信条体系すなわち政党の幹部や活動家、黨員などの政治的態度における違いとしてみなす立場である。もうひとつは、政党のイデオロギー強度を政党綱領や選挙綱領、党憲法などに見られるような公的な党理念における違いとしてみなす立場である。前者についてはたゞ、William E. Wright, "Ideological-Pragmatic Orientations of West Berlin Local Party Officials," in William E. Wright (ed.), *A Comparative Study of Party Organization* (Columbus, Ohio: Charles E. Merrill Publishing, 1971), pp.312-32. 参照。また後者の立場については、Riggs, "Comparative Politics and the Study of Political Parties," in Crotty (ed.), *Approaches to the Study of Party Organization*, pp.101-2. 参照。
- (62) こうした政党のイデオロギー強度の区別は、ヴァーバ (Sidney Verba) による政治文化のイデオロギー指向的政治スタ

イルとプラグマティック指向的政治スタイルの区別にも相当し  
 じふ。 Sidney Verba, "Comparative Political Culture," in Lu-  
 cian W. Pye and Sidney Verba (eds.), *Political Culture and Poli-  
 tical Development* (Princeton: Princeton University Press, 1965),  
 pp. 54-50.

(32) Democratic Action Party, "The Scetapak Declaration: Manifes-  
 to of the Democratic Action Party," in Democratic Action Party,  
*Who Lives of Malaysia Dies?* (Selangor: DAP, 1969), p.17; *The  
 Tanjung Declaration: Toward a Just, Equal and Democratic Malaysia*  
 (Petaling Jaya: DAP, 1991), pp.3-6.

(33) Parti Islam Semalaysia, *Perlembagaan PAS 1977 [1977 PSA  
 Constitution]* (n.p.: Pejabat Agung PAS, n.d.), p.1; *Perlembagaan  
 PAS, Pindaan 1987 [PAS Constitution, Amendment 1987]* (Kuala  
 Lumpur: Pejabat Agung PAS, 1987), p.1.

(34) N. J. Funston, *Malay Politics in Malaysia: A Study of the Un-  
 ited Malays National Organization and Party Islam* (Kuala Lumpur:  
 Heinemann Educational Books, 1980), p.134.

(35) Maury, *Barisan Nasional*, p.23.

(36) Malaysian Chinese Association, *Constitution of the Malaysian  
 Chinese Association approved and adopted by the Central General  
 Assembly of the Association at an Extraordinary General Meeting  
 held on 11th September 1970* (Kuala Lumpur: MCA, n.d.), 参照。

(37) Maury, *Barisan Nasional*, p.81.

(38) Maury, *Barisan Nasional*, p.62.

(39) Maury, *Barisan Nasional*, p.73 and pp.112-7.

(40) 両党は選挙が行われるたびに「秘密裡に選挙協定を結んで

いると指摘されてきたが、選挙連合でさえかれらは公式に結ん  
 だことがないのである。

〔付記〕本稿は、平成八年度文部省科学研究費補助金（特別  
 研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員）